官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十六号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
伊達市大滝区清陵町一二一番一地内	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年一月八日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十六号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一番一地内 ①	
北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一番一地内 ②	
北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一番一地内 ③	
北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一番一地内 ④	
北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一番一地内 ⑤	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年一月八日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十五号及び二百三十七号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
北海道新冠郡新冠町字高江八〇番五から同町字高江八〇番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年一月八日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

公告

諸事項

工場財団

島根県出雲市西郷町字小池718番地**ヒラタ精機株式会社**の工場財団に島根県出雲市西郷町字小池718番地ヒラタ精機株式会社の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

松江地方法務局出雲支局

令和８年１月８日

証票無効

証票名	証票番号	交付年月日	亡失年月日	亡失者所属官職及び氏名
労働基準監督官証票	第104074号	令和４年４月１日	令和７年11月12日	群馬労働局太田労働基準監督署 労働基準監督官 谷村　僚之

上記のとおり証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

令和８年１月８日

厚生労働省